



情報マネジメントシステム (IMS)

IMS 要員認証機関認定の手順

JIP-IMAC310-3.3

2025 年 8 月 20 日

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル内

URL <https://isms.jp/>

ISMS-AC の許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定／改訂日	改定箇所（改訂理由）	備考
1.0	2008.4.1	初版制定	
1.1	2010.10.1	BCMS 要員認証の追加：1、4、付属書 A 認証機関認定関連文書との整合：2.3、3、4、5.1、 5.3、5.4、6.5 表現の適正化、誤記修正	
1.1a	2011.4.1	協会名称の変更	
1.1b	2011.12.26	協会住所、電話・FAX 番号の変更	
2.0	2013.7.25	JIS Q 17024:2012 発行に伴う変更	
3.0	2019.7.1	JIS Q 17011:2018 対応及び JIP-IMAC311 の統合	
3.1	2021.12.20	2.3 関連規格の変更 認定登録証電子化に伴う変更 3.(2) 定義、6.8.2 認定登録証の交付、 7.1(10)、7.3(4)、7.4(4)、9.4(2) 認定登録証の処分、 付属書 1	
3.2	2022.11.1	ISO/IEC 27001:2022 発行に伴う変更 2.3 関連規格を変更	
3.3	2025.8.20	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙 FAX 廃止に伴う変更 ・2.3 JIS Q 27001:2025 等の発行に伴う関連規格の見直し ・6.1 認定申請の条件に反社条項を明示 ・6.2(1)及び付属書 2 申請書における署名方法の変更 ・6.6.3(7) 立会審査における守秘義務宣言書の運用の変更 ・その他表記のエディトリアルな修正 	

目 次

1	適用範囲.....	4
2	関連文書.....	4
2.1	準拠規格.....	4
2.2	引用規格.....	4
2.3	関連規格.....	4
3.	用語の定義.....	5
4.	要員認証機関の認定登録.....	5
5.	認定機関の情報管理（機密保持）.....	5
6.	初回認定のための審査.....	6
6.1	認定申請の条件.....	6
6.2	申請.....	6
6.3	申請の受付.....	7
6.4	審査の準備.....	8
6.5	検出事項の分類及び審査の基準.....	8
6.6	審査の実施.....	9
6.6.1	申請書類審査.....	9
6.6.2	事務所審査.....	9
6.6.3	立会審査.....	10
6.6.4	フォローアップ審査.....	12
6.6.5	最終審査.....	12
6.7	審査の打切り.....	12
6.8	認定登録.....	13
6.8.1	認定登録の判定.....	13
6.8.2	認定登録証の交付.....	13
6.8.3	登録情報.....	13
7.	認定の継続.....	13
7.1	更新審査.....	13
7.2	サーベイランス.....	14
7.3	変更の申請.....	15
7.4	認定範囲の拡大.....	15
7.5	認定基準及び指針の変更.....	16
7.6	特別審査.....	16
8	要員認証機関が認定の縮小、一時停止、又は取下げを希望した場合.....	16
9	認定の縮小、一時停止及び取消し.....	16
9.1	認定の縮小及び一時停止.....	16

9.2	認定の一時停止の解除.....	17
9.3	認定の取消し.....	17
9.4	認定の縮小、一時停止又は取消し（取下げを含む）に伴う処置.....	18
9.5	認定の取消し後の再申請.....	18
10.	要員認証機関の権利と義務.....	18
10.1	権利.....	18
10.2	義務.....	18
附属書 1	要員認証機関の認定に関わる基準及び関連文書.....	20
附属書 2	要員認証機関 認定申請書 記載要領等.....	22
附属書 3	標準的な認定審査工数.....	23

1 適用範囲

この認定の手順は、情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS)、IT サービスマネジメントシステム (ITSMS)、及び又は事業継続マネジメントシステム (BCMS)の 審査員の認証を行う第三者機関（以下、要員認証機関という）が、適用される規格に基づいて一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（以下、本センターという）の認定を受けるため及び維持するための手順、並びに申請機関及び認定された機関の権利と義務について規定したものである。

2 関連文書

2.1 準拠規格

この認定の手順は、下記規格の該当項目に準拠している。

JIS Q 17011:2018 (ISO/IEC 17011:2017) 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項

2.2 引用規格

「附属書 1 要員認証機関の認定に関わる基準及び関連文書」に記載する文書、及び以下に掲げる規格は、引用された範囲内でこの認定の手順の一部とみなす。

JIS Q 17000 適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 9000 品質マネジメントシステム－基本及び用語

2.3 関連規格

- (1) JIS Q 17024:2012 適合性評価－要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
- (2) JIS Q 27001: 2014 情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項
- (3) JIS Q 27001:2023 情報セキュリティ, サイバーセキュリティ及びプライバシー保護－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項
- (4) JIS Q 27001:2025 (ISO/IEC 27001:2022+Amd 1:2024) 情報セキュリティ, サイバーセキュリティ及びプライバシー保護－情報セキュリティマネジメントシステム－要求事項（追補1）
- (5) JIS Q 20000-1: 2020 情報技術－サービスマネジメント－ 第1部：サービスマネジメントシステム要求事項
- (6) JIS Q 20000-1: 2025 (ISO/IEC 20000-1:2018+Amd 1:2024) 情報技術－サービスマネジメント－ 第1部：サービスマネジメントシステム要求事項（追補1）
- (7) JIS Q 22301: 2020 セキュリティ及びレジリエンス－事業継続マネジメントシステム－要求事項
- (8) JIS Q 22301: 2025 (ISO 22301:2019+Amd 1:2024) セキュリティ及びレジリエンス

－事業継続マネジメントシステム－要求事項（追補1）

3. 用語の定義

この認定の手順は、上記2. 関連文書の規格に記載の該当する用語の定義のほか、以下の用語の定義を適用する。

- (1) 要員認証機関：要員認証機関として認定を受けようとしている機関及び認定された機関」の両方に適用する。
- (2) 認定登録証：要員認証機関が本センターの認定基準及び指針に適合していることを示す証書。電子媒体によるものを原本とし、要員認証機関の希望によって紙媒体の登録証も発行する。
- (3) 更新審査：認定の更新のための審査。再審査ともいう。
- (4) サーベイランス：認定された適合性評価機関が継続的に認定の要求事項を満たしていることを監視するための、更新審査を除く一連の活動
- (5) 特別審査：変更、苦情などに伴う臨時の審査、及び認定範囲拡大申請に伴う審査。

4. 要員認証機関の認定登録

ISMS 要員認証機関、ITSMS 要員認証機関、又は BCMS 要員認証機関として本センターに認定されるためには、附属書 1 の要員認証機関に適用する規格に関して本センターによる認定のための審査を受け、規格に適合しなければならない。

要員認証機関は、ISMS、ITSMS 及び/又は BCMS の審査員認証を認定範囲として認定登録される。既に認定登録された要員認証機関は、認定登録されていない認定範囲に対して、認定範囲拡大の特別審査を受審することができる。

5. 認定機関の情報管理（機密保持）

本センターは、認定プロセスの間に得られた又は生じた全ての情報の管理について責任を負い、公開しようとする情報は、事前に要員認証機関に通知する。要員認証機関が公開している情報、又は本センターと要員認証機関が合意している場合（例えば、苦情に対応する目的のため）を除き、認定プロセスにおいて入手したその他の全ての情報は所有権をもつ情報とみなし、法律で要求される場合を除き、機密情報とする。

本センターは、認定審査の過程で知り得た要員認証機関の事業秘密に関する技術、情報、観察した審査情報、施設・設備状況を含め、全てのことを第三者又は利害関係者に対し、言論、紙面、口頭等いかなる手段にても公表、公開しない。万が一これに反する行為があり、その事実関係が証拠によって証明された場合、法的処置を含め処分を受けることを承諾する。

6. 初回認定のための審査

6.1 認定申請の条件

- (1) 認定の申請ができるのは、法人格を持ち、日本において登記されている機関とする。
- (2) 申請までに、指定された規格及び要員認証機関が構築したマネジメントシステムに従って、1回以上の要員認証・登録を実施し、記録を残しておくことが必要である。
- (3) 申請までに、上記実施を踏まえた内部監査及びマネジメントレビューを実施し、記録を残しておくことが必要である。
- (4) 申請機関は、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力ではなく、かつ、その要員が暴力団員（暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者も含む）、暴力団準構成員ではないこと。さらに、反社会的勢力によって経営を支配されていたり、あるいは反社会的勢力が経営に実質的に関与していることがないこと。認定の申請受理後又は認定後に本項に抵触していることが判明した場合、本センターは当該機関に関する申請プロセスを中止又は認定を取り消す。

6.2 申請

- (1) 申請書類の様式（様式1～6）は、附属書1記載のURLから最新版をダウンロードできる。要員認証機関は、「様式1 要員認証機関認定申請書」（以下、申請書という）に、「附属書2 要員認証機関 認定申請書 記載要領等」を参考に必要事項を全て記入し、署名（電子署名可）又は押印の上、「様式2 認証機関 認定申請書 添付書類リスト」による添付書類とともに本センターに提出しなければならない。紙媒体による提出の場合、提出部数は1部とする。
- (2) 要員認証機関は、申請に際して少なくとも以下の情報を本センターに提供しなければならない。
 - a) 法人、名称、住所、法的地位、並びに人的資源及び技術資源を含む、要員認証機関の一般的概要。
 - b) より大きな法人の一部である場合は、その法人における関係、全ての物理的所在地の住所、及び仮想サイトを含む全ての場所で実行される活動に関する情報などの要員認証機関に関する一般情報。
 - c) 該当する場合は、能力の限界を含む、要員認証機関が認定を取得しようとする明確に規定された範囲。
 - d) 認定要求事項及び要員認証機関の義務を常に満たすことのコミットメント。
 - e) 要員認証機関が要員認証に適用する規格又はその他の規準文書。
 - f) 要員認証機関のマネジメントシステム文書及び要求のある場合には関連文書一式。マネジメントシステム文書は、下位文書の他できるだけ様式も含める。
 - g) 初めて認定を申請する機関は、申請前に初回審査を含む要員の認証審査・登録を1回以上実施したことを示す文書。

- h) 要員認証機関の認証活動における、公平性、客観性を示す文書。
 - i) 要員認証審査員に要求する力量とその評価方法を示す文書。
- (3) 要員認証機関は、「様式 3 誓約書」により、以下の事項に同意するものとする。
- a) 認定基準及び指針の要求事項を遵守し、要員認証機関の評価に必要なすべての情報を提供する。
 - b) 本文書の手順及び要員認証機関の義務を遵守する。
- 申請、初回審査及び認定登録後の認定の維持プロセスにおいて、要員認証機関が本手順及び誓約書の内容を遵守しない場合、申請の却下、審査プロセスの中止、認定の一時停止・取消し等につながることもある。
- (4) 申請又は初回審査プロセスのいずれかの時点で、不正行為の証拠が存在する場合、要員認証機関が虚偽の情報を意図的に提供した場合、又は要員認証機関が情報を隠蔽した場合には、本センターはその申請を却下するか、又は審査プロセスを終了する。
- (5) 初回審査において不認定となり、改めて認定を申請する場合、及び認定された機関が認定取消し後改めて認定を申請する場合は、初回認定の申請として扱う（これを再申請という）。但し、再申請による審査の過程において、前回審査で確認済みと思われる事項は省略する場合がある。
- (6) 様式の記入及び提出に関する注意事項：
- a) 「様式 5 認定基準及び指針と内部文書等との対応表」には、内容が具体的に記述されている下位文書の項番まで記入する。
 - b) 「様式 6 要員認証審査の実績及び予定」により、審査の実績と今後の予定を提出する。
 - c) 申請書類として提出する各様式、及び「様式 2 要員認証機関 認定申請書 添付書類リスト」で指定されている文書の言語は原則として日本語とする。外国語との併記は可。
 - d) 申請書類として提出しない下位文書（内部文書）や記録の言語は外国語でも可とするが、審査の過程で日本語での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。
 - e) 申請書類を郵送する場合は、予め連絡の上、附属書 1 に記載する本センターの所在地宛に送付のこと。
- (7) 認定に関わる費用は「IMS 要員認証機関の認定に関わる料金（JIP-IMAC612）」による。審査料金は審査の状況によるため、通常見積りは作成していない。標準的な審査工数については「附属書 3 標準的な認定審査工数」を参照。

6.3 申請の受付

- (1) 本センターにおいて申請書類を確認し、不備又は不足があった場合、要員認証機関は修正した又は不足している書類を改めて本センターに提出しなければならない。本セン

ターは、申請書類が全てそろっていること、及び本センターが認定審査に必要な資源を有していることを確認した上で申請を受理し、要員認証機関に申請受理を通知する。申請受理により、要員認証機関と本センターとの間に認定審査に関する合意が成立したものとみなす。

- (2) 申請を受理できない場合は、理由を説明して申請書類を返却する。申請を受理できない例としては、本手順 6.1、又は 6.2 に適合しない場合がある。
- (3) 本センターは、受領した申請書類及び審査中に入手した審査に関わる文書を認定の目的に使用するが、適切な機密保持を行う。
- (4) 申請を受理したら、申請料及び基本審査料を請求する。万一審査開始前に申請の取下げがあった場合でも、申請料は請求する。

6.4 審査の準備

認定審査は通常、①申請書類審査、②事務所審査、③立会審査、④最終審査 の順に実施する。

(1) 認定審査チーム

本センターは、申請書類審査を開始する前に要員認証機関との間で審査日程を調整し、認定審査チームを編成して要員認証機関に連絡する。要員認証機関は、本センターからの認定審査チームメンバー及びオブザーバーに関する通知に対し、正当な理由がある場合には、特定のチームメンバー又はオブザーバーに対する忌避を本センターに申し出ることができる。

指定期限内に忌避の申し出がない場合は、合意したものとする。

(2) 審査計画

要員認証機関は、本センターからの審査計画に関する通知に対し、必要により調整を申し入れることができる。

6.5 検出事項の分類及び審査の基準

(1) 審査における検出事項の分類は下記の通りとする。

- ・ 不適合
- ・ 改善事項
- ・ 充実点

なお、申請書類審査で、事務所審査において確認するとした事項は「要確認事項」として検出する。

(2) 不適合のレベルは「重大な不適合」と「軽微な不適合」の2種類とする。

- a) 重大な不適合とは、マネジメントシステムに重大な影響を及ぼす不適合。
- b) 軽微な不適合とは、マネジメントシステムへの影響が軽微である不適合。

不適合は、認定の要求事項に適合していない場合の他、実行されていることが効果的で

ない場合を含む。効果的でないとは、要求されているアウトプットが生み出されていないことをいう。

- (3) 改善事項は、不適合に相当しない検出事項で、マネジメントシステムに対する改善の機会を提供するものをいう。
- (4) 充実点は、マネジメントシステムの運用において、要員認証機関の信頼性に寄与していると考えられる事象をいう。

6.6 審査の実施

要員認証機関は、認定審査チームによる認定基準及び指針に基づく以下の審査及び 7 項に述べる審査（認定の継続）に際して、審査の障害となるような対応をしてはならない。なお、本センターは初回審査に先立ち要員認証機関の合意のもとに予備訪問を行うことができる。認定審査には、認定の要求事項への適合を通じて要員認証機関の能力を判断するための、関連する全ての情報及び客観的証拠の収集及びレビューを含む。

6.6.1 申請書類審査

- (1) 審査チームは、要員認証機関から提出された申請書類に対し、本センターの事務所において認定基準及び指針との適合性を審査する。この審査の過程で、「様式 5 認定基準と内部文書等の対応表」に記載されていないながら添付されていない文書があった場合は、追加の文書の提出を依頼する場合がある。
- (2) 審査の結果は、申請書類審査報告書により要員認証機関に報告する。申請書類審査報告書について要員認証機関の確認が得られたら申請書類審査を完了とし、事務所審査に移行する。
- (3) 軽微な不適合がある場合、特に理由がなければ、審査チームは事務所審査にて処置を確認する。
- (4) 重大な不適合がある場合は、完了した是正処置が十分であることを確認するまで、事務所審査に移行しない。
- (5) 申請書類のみでは確認できない事項がある場合、事務所審査で確認する場合がある。

6.6.2 事務所審査

- (1) 申請書類審査終了後、本センターが作成した事務所審査計画に要員認証機関の合意が得られたら、審査チームによる事務所審査を実施する。事務所審査では、要員認証機関の事務所において、要員認証活動の実施状況及び記録の確認を行う。要員認証機能を担う複数の事業所がある場合は全ての事業所を審査対象とする。
- (2) 初回会議後に上級経営管理者へのインタビューを予定しているため、要員認証機関は審査日程及び審査計画の調整時に配慮する。
- (3) 審査の現場での会話は原則として日本語で行うが、外国語が使用される場合は、日本語

での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。通訳の手配及び費用負担は要員認証機関が行うものとする。

- (4) 最終会議には、要員認証機関の上級経営管理者の参加を求める。認定審査チームは検出事項を書面にて説明し、要員認証機関の確認を得る。日々会議で確認する場合もある。
- (5) 不適合があった場合、認定審査チームは「是正処置要求書・回答書」を発行し、その内容及び是正期限について、要員認証機関と合意する。不適合の是正期限は、重大な不適合の場合は 3 か月以内、軽微な不適合の場合は概ね 1 か月以内とする。要員認証機関は不適合に対して是正処置（不適合の範囲及び根本原因の分析、不適合を解決するために講じた、又は計画した具体的な処置を含む）を実施しなければならない。
- (6) 要員認証機関は、認定審査チームが検出した事項及びその根拠について質問することができる。認定審査チームは、検出事項の内容について要員認証機関の合意を得る。
- (7) 合意できない場合は、認定審査チームは検出事項を保留し、認定機関の結論を後日報告する。また、要員認証機関は合意できない理由を要員認証機関の意見として別途本センターに提出することができる。
- (8) 認定審査チームは、是正処置が十分かつ適切とみなすことができるか否かを判断するため、要員認証機関が提出した不適合の解決に関する回答をレビューする。要員認証機関の回答が不十分であることが判明した場合は、追加の情報を要求する。
- (9) 不適合がない場合、又は不適合に対する要員認証機関の回答が十分であると判断した場合、認定審査チームは事務所審査報告書を作成し、要員認証機関に確認を依頼する。確認が得られたら事務所審査は完了とし、立会審査に移行する。
- (10) 合意された期限までには是正完了を確認できない場合は審査打ち切りとなることがある。
- (11) 改善事項については是正処置の要求はない。次回の審査等でその対応状況を確認する。
- (12) 重大な不適合が検出された場合は、講じられた処置の効果的な実施の証拠を要求するか、及び／又は是正処置の有効な実施を検証するためにフォローアップ審査を行う場合がある。事務所審査のフォローアップを実施する場合は、その旨を明示した事務所審査報告書を作成して要員認証機関に確認を依頼し、事務所審査は一旦終了とする。
- (13) 事務所審査のフォローアップを行う場合、完了した是正処置が十分であることを確認し、フォローアップ審査が完了するまで立会審査に移行しない。

6.6.3 立会審査

- (1) 本センターは要員認証機関が実施する要員認証審査の実施現場に立ち会うための日程調整を行う。
- (2) 要員認証機関に対する立会審査では、要員認証審査における要員の力量評価の現場に立ち会う場合がある。
- (3) 研修機関における力量試験の立会審査では、認定審査チームに関して研修機関の了解を要員認証機関が得るものとする。

- (4) 立会審査の日程調整において、要員認証審査員を指定する場合がある。
- (5) 本センターが作成した立会審査計画について要員認証機関の合意が得られたら、認定審査チームによる立会審査を実施する。
- (6) 立会審査の現場で外国語が使用される場合、日本語での解説（文書又は通訳を介しての会話）を求めることがある。通訳の手配及び費用負担は要員認証機関が行うものとする。
- (7) 認定審査チームは、要員認証審査の立会に際し知り得た要員認証機関の事業秘密に関する技術、情報、観察した審査情報及び施設・設備状況を含め、全てのことを第三者又は利害関係者に対し、言論、紙面、口頭等いかなる手段にても公表、公開しない。立会対象の研修機関が要望する場合、認定審査チームはこのことを誓約する「立会審査守秘義務宣言書（ISF323-3）」を提出する。研修機関から NDA（秘密保持契約）等の締結の要請があった場合は、それに対応する。
- (8) 要員認証機関の審査活動、及び研修機関における力量試験の立会においては、要員認証機関による認証審査終了後、立会審査の最終会議において、認定審査チームは要員認証機関の出席者に対し検出事項を書面にて説明し、要員認証機関の合意を得る。日々会議で確認する場合もある。
- (9) 不適合があった場合、認定審査チームは「是正処置要求書・回答書」を発行し、その内容及び是正処置の期限について、要員認証機関と合意する。要員認証機関は不適合に対して是正処置（不適合の範囲及び根本原因の分析、不適合を解決するために講じた、又は計画した具体的な処置を含む）を実施しなければならない。
- (10) 要員認証機関は、認定審査チームが検出した事項及びその根拠について質問することができる。認定審査チームは、検出事項の内容について要員認証機関の合意を得る。
- (11) 合意できない場合は、認定機関は検出事項を保留し、認定機関の結論を後日報告する。また、要員認証機関は合意できない理由を要員認証機関の意見として、別途本センターに提出することができる。
- (12) 認定審査チームは、処置が十分かつ適切とみなすことができるか否かを判断するため、要員認証機関が提出した不適合の解決に関する回答をレビューする。要員認証機関の回答が不十分であることが判明した場合は、追加の情報を要求する。
- (13) 不適合がない場合、又は不適合に対する要員認証機関の回答が十分であると判断した場合、認定審査チームは立会審査報告書を作成し、要員認証機関に確認を依頼する。この確認が得られたら立会審査は完了とし、最終審査に移行する。
- (14) 合意された期限までには是正完了を確認できない場合は審査打ち切りとなる場合がある。
- (15) 改善事項については是正処置の要求はない。次回の審査等でその対応状況を確認する。
- (16) 重大な不適合が検出された場合は、講じられた処置の効果的な実施の証拠を要求するか、及び／又は是正処置の有効な実施を検証するためにフォローアップ審査を行う場合がある。立会審査のフォローアップを実施する場合は、その旨を明示した立会審査報告書を作成して要員認証機関に確認を依頼し、立会審査は一旦終了とする。

- (17) 立会審査のフォローアップを行う場合、完了した是正処置が十分であることを確認し、フォローアップ審査が完了するまで最終審査に移行しない。

6.6.4 フォローアップ審査

- (1) 不適合の指摘に対する是正処置について、その是正処置が十分であること及び効果的であることを確認するために、必要に応じてフォローアップ審査を行う場合がある。
- (2) フォローアップ審査が終了したらフォローアップ審査報告書を作成し、要員認証機関に確認を依頼する。この確認が得られたらフォローアップ審査を完了とし、次の審査に移行する。

6.6.5 最終審査

- (1) 申請書類審査、事務所審査及び立会審査（実施した場合はフォローアップ審査を含む）が終了したら、審査全体を通した最終審査を本センターの事務所で実施する。
- (2) 最終審査の過程で、確認のために追加の調査を行う場合がある。
- (3) 最終審査が完了したら最終審査報告書を作成し、要員認証機関に提出する。要員認証機関は、本センターから受領した各審査報告書に対し意見を述べるができる。
- (4) 最終審査報告書について要員認証機関の確認を得た上で、認定委員会に上申する。
- (5) 全ての審査報告書の所有権は本センターに帰属するものとする。
- (6) 原則として、全ての審査が終了したら各審査料をまとめて請求する。詳細は「IMS 要員認証機関の認定に関わる料金（JIP-IMAC612）」による。

6.7 審査の打切り

以下の場合、原則として審査打切りとし、初回審査の場合は不認定の扱いとなる。更新審査、サーベイランスの場合は、認定の一時停止又は取消しとなる。

- (1) 重大な不適合の指摘から 3 か月以内に是正完了の確認ができない場合。
- (2) 認定の手順にある誓約が守られない場合
- (3) 以下のような状況で、審査を続行できないと本センターが判断した場合。
 - a) 要員認証機関が意図的に虚偽の情報を提供した、又は情報を隠蔽した場合
 - b) 要員認証機関の不正行為の証拠が存在する場合
 - c) 要員認証機関が反社会的活動を行った場合
- (4) 要員認証機関から申請取下げの申し入れがあった場合

但し、非常事態又は特殊な状況においては、「認定機関、適合性評価機関及び認証された組織に影響を及ぼす非常事態又は特殊な状況の管理のための IAF 参考文書 (JIP-IMAC133)」に準じた対応とする。

6.8 認定登録

6.8.1 認定登録の判定

- (1) 本センターは、各審査報告書に対する要員認証機関からの確認を受領し、是正処置の完了と妥当性を確認したら、認定委員会で認定登録を判定する。
- (2) 本センターは、認定登録に関する判定結果を要員認証機関に通知する。
- (3) 認定された場合、認定登録日は通常、認定委員会による決定日とする。この月日を基準日という。
- (4) 認定されなかった場合は、その理由とともに不認定を通知する。要員認証機関は、判定結果に対して異議申立てを行うことができる（10.1 参照）。
- (5) 認定保留の場合は、保留の条件に関する確認のための追加の調査を行う場合がある。

6.8.2 認定登録証の交付

- (1) 認定登録の決定後、本センターは要員認証機関に対して認定登録証を交付するとともに認定シンボルを付与する。認定登録証の所有権は本センターに帰属するものとする。
- (2) 認定登録証の取扱いについては、「IMS 認定登録証取扱い規定（JIP-IMAC512）」によるものとする。
- (3) 認定が決定したら、認定登録料を請求する。
- (4) 要員認証機関が認定登録されたことを表明する場合は、認定基準、本手順、「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510）」及び「IMS 認定登録証取扱い規定（JIP-IMAC512）」の該当事項を遵守する。

6.8.3 登録情報

- (1) 初回認定登録された要員認証機関は、要員認証機関の情報を本センターが指定する様式に従って報告する。本センターはこれをデータベースに登録するとともに、一部をホームページにて公開する。
- (2) 要員認証機関は、登録した要員に関する情報を本センターの様式（ISF243）に従って報告する。

7. 認定の継続

7.1 更新審査

- (1) 初回認定登録の有効期限は、認定登録日から 3 年とする。更新登録の有効期限は 4 年とする。更新後の有効期限は更新前の有効期限に連続する。
- (2) 認定された要員認証機関が引続き認定登録の継続を希望する場合は、有効期限の 3 か月前までに更新の申請を行い、有効期限内に認定更新の判定を受けなければならない。
- (3) 有効期限の 9～6 か月前に本センターから要員認証機関に更新審査について案内する。立会審査の日程調整のため、要員認証機関は案内に従って審査予定を提出する。

- (4) 要員認証機関が登録の更新を希望しない場合は、有効期限の 3 か月前までに文書で連絡する。要員認証機関は認定取下げに伴う手続きを行う。
- (5) 更新審査の申請及び審査の手順等は、初回審査と同様とする。要員認証機関は、変更のない書類も含めて全て提出する。本センターは、提出された書類について所定の保管期間終了後、要員認証機関に確認の上返却又は廃棄する。
- (6) 本センターは、申請書類を確認後、申請受理を通知し、併せて申請料及び基本審査料を請求する。
- (7) 更新審査には、前回審査からの変更点の確認及び前回審査において次回の審査で確認するとした事項を含める。
- (8) 変更届に対する確認を更新審査で併せて行う場合があるが、変更が大きい場合は事前の了解の上、別途特別審査を行う。
- (9) 原則として、全ての審査が終了したら各審査料をまとめて請求する。
- (10) 更新審査終了後、本センターは更新版の認定登録証を送付する。

7.2 サーベイランス

- (1) 認定された要員認証機関は、初回認定登録又は更新登録後 1 年毎に、原則として基準日の前後 3 か月以内に本センターによりサーベイランス（維持審査）を受けなければならない。
- (2) サーベイランス時期の 6～3 か月前に本センターからサーベイランスについて案内し、審査日程の調整を開始する。立会審査の日程調整のため、要員認証機関は案内に従って審査予定を提出する。認定申請書の提出は不要である。
- (3) 前回審査以降変更された文書等があれば、事前に提出する。差替え前の文書の取り扱いは、更新審査の場合に準じる。
- (4) サーベイランスは、事前の書類確認、事務所審査、立会審査及び最終審査により行う。状況により事務所審査と立会審査の順序を入れ替える場合がある。
- (5) 審査の進め方及び判定までの処理は初回審査と同様である。標準的な審査工数は「附属書 3 標準的な認定審査工数」を参照のこと。
- (6) サーベイランスには、前回審査からの変更点、前回審査において次回の審査で確認するとした事項を含める。
- (7) サーベイランスは他のサーベイランス活動を考慮して実施する。他のサーベイランス活動には、要員認証機関の認定内容に関連する事項の調査、公開情報のレビュー、苦情処理の結果、業務遂行能力の監視などを含む。
- (8) 変更届に対する確認をサーベイランスで行う場合があるが、変更が大きい場合は事前の了解の上、別途特別審査を行う。
- (9) 各審査報告書の取扱いは初回審査と同様である。
- (10) 原則として、全審査終了後、審査料及び基本登録維持料を請求する。

- (11) 本センターは登録維持について認定委員会に上申し、判定結果を要員認証機関に通知する。
- (12) 登録維持が決定し、認定登録証の記載事項に変更のない場合、要員認証機関は認定登録証を継続して使用する。変更がある場合は、認定登録証の改定版を送付する。変更に伴い認定登録証を改定しても、有効期限は変わらない。
- (13) 登録を維持しないと決定された場合は、認定の一時停止若しくは認定の取消しの扱いとなる。

7.3 変更の申請

- (1) 要員認証機関は、その機関の状態又は運営に関する以下の事項に影響を与えるすべての変更を遅滞なく本センターに通知しなければならない。認定範囲の拡大については、7.4を参照のこと。
 - a) 法律上、商業上、所有権上、組織上の地位。
 - b) 組織、トップマネジメント、主な要員。
 - c) 主な方針、及び該当する場合は手順。
 - d) 土地や建物を含む施設。
 - e) 影響の大きい場合、事業所に関する認定の範囲、要員、業務環境又は他の経営資源。
 - f) 要員認証機関の能力、又は、認定基準及び指針の要求事項若しくは、該当する場合は、本センターが規定した他の関連する適格性基準への適合に影響を及ぼす可能性がある事項。
- (2) 認定申請書の記載事項及び様式「要員認証機関登録情報（ISF240）」による要員認証機関の登録情報に変更が生じた場合、並びにマネジメントシステムや関連する組織等に変更が生じた場合は、様式「認定申請／登録内容変更届（ISF531）」により速やかに本センターに通知しなければならない。
- (3) 本センターは、変更届の内容を確認し、処置方法を回答する。本センターが臨時の審査が必要と認めた場合は、特別審査を実施する。
- (4) 変更に伴って認定登録証の記載事項に変更が生じた場合、本センターは認定登録証の改定版を送付する。変更に伴い認定登録証を改定しても、有効期限は変わらない。
- (5) 上記以外の文書変更等は、次の審査の前に提出しなければならない。

7.4 認定範囲の拡大

- (1) 認定範囲の拡大を希望する要員認証機関は、「様式 1 要員認証機関 認定申請書」を用いて申請する。
- (2) 認定範囲の拡大申請に対し、特別審査を実施する。この特別審査は原則として拡大に関連する部分とする。
- (3) 認定範囲の拡大は認定委員会で決定され、本センターは要員認証機関に結果を通知す

る。

- (4) 認定範囲の拡大が決定したら、本センターから改定版の認定登録証を付与する。認定範囲を拡大しても、有効期限は変わらない。
- (5) 本センターは、審査が終了したら審査料を、登録が決定したら拡大認定登録料を請求する。

7.5 認定基準及び指針の変更

- (1) 本センターが認定基準及び指針を変更し公表した場合、要員認証機関として必要な変更処置を通知する。変更の内容が要員認証機関の運用に大きく影響を与える場合は、事前の連絡により対応のための十分な時間をとるか、処置完了の期間等を明示する。
- (2) 認定された要員認証機関は、本センターが指定した期間内に必要な対応を行った後、本センターの確認を受けなければならない。基準等の大幅な変更を行った場合は、処置の確認のための特別審査を行う場合がある。

7.6 特別審査

- (1) 認定基準の大幅な変更があった場合、認定された要員認証機関の活動に重大な影響を与える変更があった場合（例えば、組織、要員、施設の変更など）、又は苦情若しくは当該機関が認定基準又は指針の要求事項に適合していないことが明らかになった場合には、本センターからの通知に基づき、特別審査を受けなければならない。
- (2) 認定範囲を拡大する場合は、認定範囲拡大のための特別審査を受けなければならない。
- (3) 苦情並びに市場又は規制当局からのフィードバックを受領した場合などに、特別審査を実施することがある。
- (4) 特別審査の結果は認定委員会に報告し、登録維持の可否を決定する。

8 要員認証機関が認定の縮小、一時停止、又は取下げを希望した場合

要員認証機関が何らかの理由により、認定された要員認証業務を中止する場合には、その旨本センターに申し出なければならない。要員認証機関は、認証業務中止による市場への影響を最小限にするよう努力し、そのための方策に関して本センター報告する。本センターは要員認証機関の対応の妥当性を判断し、認定委員会に報告する。

9 認定の縮小、一時停止及び取消し

9.1 認定の縮小及び一時停止

認定された要員認証機関において下記の事態となった場合、本センターは認定を縮小又は一時停止することができる。一時停止の期限は次の更新期限を超えることはできない。

認定の縮小及び一時停止については、認定委員会に上申して決定する。

- (1) 重大な認定基準又は指針の違反、若しくは審査における重大な不適合に対し、合意した

期間内に是正処置の完了を確認できないため、認定範囲の全部又は一部について認定の継続が適切でないと判断された場合。

- (2) 認定の地位についての不正確な主張又は認定シンボルの誤解を招くような使用をしており、是正されない場合。
- (3) 本センターへの通知・報告義務を意図的に怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合。
- (4) 本センターの規定に基づく立入りを拒否、妨害、又は忌避し、若しくは本センターの規定による質問に対して、正当な理由なしに陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合。
- (5) 第三者適合性評価制度に対する市場の信用を失墜させると本センターが判断した場合。
- (6) 認定の手順及び／又は認定の申請時に提出した誓約書が守られない場合。
- (7) 料金の請求に対し、特に事情がある場合を除き 6 か月を超えても支払われない場合。
- (8) その他合理的な理由により、本センターが認定の縮小又は一時停止が妥当と判断した場合。

9.2 認定の一時停止の解除

認定の一時停止に対し、是正処置等で一時停止の理由が解消され、当該機関から一時停止解除の申し出があった場合、本センターは特別審査により是正処置等を確認し、認定委員会での判定を経て一時停止を解除する。

9.3 認定の取消し

認定された要員認証機関において下記の事態となった場合、本センターは認定を取消すことができる。認定の取消しについては、認定委員会に上申して決定する。

- (1) 認定の手順及び／又は認定の申請時に提出した誓約書が守られない場合。
- (2) 重大な認定基準及び指針違反若しくは審査における重大な不適合に対し、定められた期間内に是正されない場合。
- (3) 認定された要員認証機関において、認定の一時停止の条件に該当し、本センターが要求した期間内に修正、及び／又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合。
- (4) 不正行為の証拠がある場合、又は要員認証機関が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合。このような場合及び／又は要員認証機関が故意に認定に関する規則に違反し、認定の取消しとなった場合、本センターは当該要員認証機関の認定取消しについて IAF（国際認定フォーラム）に報告する。
- (5) 認定に関わる料金を支払わない場合。
- (6) その他認定が適切でないと判断され、本センターで取消しが決まった場合。

9.4 認定の縮小、一時停止又は取消し（取下げを含む）に伴う処置

- (1) 本センターが認定の縮小、一時停止又は取消しを行う場合、要員認証機関は本センターの依頼に従い対応計画について回答し、実行する。
- (2) 認定を取消された要員認証機関は、速やかに認定登録証のファイルを消去するとともに、もし印刷したものがあればそれを廃棄し、認定に関するいかなる言及もその使用を中止しなければならない。
- (3) 要員認証機関は、認定の一時停止、縮小又は取消し、及びそれによって生じる結果を、不当に遅れることなく、影響を受ける顧客に通知しなければならない。
- (4) これらの対応が完了したら本センターに報告する。必要によりこれらの確認を要員認証機関の事務所等で実施する場合がある。
- (5) 本センターは、認定を縮小、一時停止又は取消しされた要員認証機関の情報を公開する。

9.5 認定の取消し後の再申請

認定取消しとなった機関は、取消しの理由が消滅した場合、再申請することができる。この再申請は初回申請の手続きとなる。

10. 要員認証機関の権利と義務

10.1 権利

要員認証機関は以下の権利を有するものとする。

- (1) 要員認証機関は、本センターから、審査と認定の手順の詳細を記述した文書、認定のための要求事項を記述した文書並びに要員認証機関の権利及び義務について記述した文書の提供を受けることができる。
- (2) 認定された要員認証機関は、「IMS 認定シンボル規定（JIP-IMAC500）」及び「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510）」に従い、本センターにから付与された認定シンボルを使用することができ、また、コミュニケーション媒体において認定された地位を主張することができる。
- (3) 要員認証機関は、本センターの認定に関する判定結果に異議がある場合には、「IMS 認定に関する苦情・異議申立てへの対応手順（JIP-IMAC112）」に基づき異議申立てをすることができる。
- (4) 要員認証機関は、本センターの認定業務に係わる事項に関して、「IMS 認定に関する苦情・異議申立てへの対応手順（JIP-IMAC112）」に基づき苦情を申し出ることができる。

10.2 義務

要員認証機関は、本センターに対して以下の義務を負うものとする。

- (1) 認定基準、指針及び本手順の該当する要求事項に適合する。認定の要求事項に変更があった場合は、それに適応することに同意する。

- (2) 認定審査の実施に必要な準備をすべて行う。この準備には、初回審査、サーベイランス、更新審査、特別審査、フォローアップ審査、及び苦情の解決のために必要な文書の調査、並びに審査に必要な場所への立ち入り、記録（内部監査報告書を含む）の閲覧及び当該機関との面接のための用意を含む。認定の要求事項を満たしていることを確認するために必要な、要員認証機関の要員、場所、設備、情報、文書及び記録へのアクセスを提供する。要員認証機関が要員認証活動の一部を外部に委託している場合、その状況を確認するための認定審査チームの立会いを受け入れることを約束する、法的拘束力のある取決めを外部委託先との間に結ぶ。
- (3) 要員認証機関が本センターによる立会を拒否し（外部委託先からの拒否を含む）、拒否に関する正当な理由が示されない、本センターが理由を受け入れられない（例えばセキュリティ上の立ち入り制限による、などの理由がない）、及び／又は拒否によって認定範囲に関する網羅性が損われる場合には、認定の取消し等に至る場合がある。
- (4) 認証文書には、それが認定された要員認証であることを示すため、認定シンボル、認定機関の特定を含めた認定された要員認証の地位の引用を表示する。
- (5) 認定登録されている範囲に関してのみ認定されていることを表明する。
- (6) 認定に基づく権利を、本センターの評価を損なうような方法で利用しない。また、認定に関して誤解を招く又は許可されていないと本センターがみなすような表明を行わない。
- (7) 本センターによって、要員が認証されたと思わせるように、認定の事実を利用しない。
- (8) 認定シンボルの使用に関しては、「IMS 認定シンボル使用規定（JIP-IMAC510）」に従う。
- (9) コミュニケーション媒体で認定されていることについて触れる場合には、本センターの要求事項に従う。
- (10) 認定審査の結果の如何にかかわらず、本センターが請求する認定審査のための料金を支払う。また、認定登録された後は、認定の維持のための料金を負担する。なお、支払われた料金は本センターの責に帰す場合を除き返却されない。
- (11) 認証登録した要員に関する情報を本センターに報告する。
- (12) 要員認証機関の認定に関わる重大な変更を遅滞なく認定機関に通知する。
- (13) 本センターから照会された、要員認証機関への認定に関するあらゆる苦情の調査及び解決に協力する。要員認証機関は、当該機関に対する異議申立て、苦情及びそれらに対する処置を記録し、本センターが要請した場合は閲覧できるようにする。
- (14) 認定審査受審の過程で得られた又は生成された全ての情報について機密を守る。

附属書 1 要員認証機関の認定に関わる基準及び関連文書

1. 要員認証機関の認定に関わる基準及び関連文書

1) 認定基準・指針に関する文書

JIP-IMAC300 IMS 要員認証機関認定基準

2) 認定の手順に関する文書

JIP-IMAC310 IMS 要員認証機関認定の手順

3) 認定シンボルに関する文書

JIP-IMAC500 IMS 認定シンボル規定

JIP-IMAC510 IMS 認定シンボル使用規定

4) 認定登録証に関する文書

JIP-IMAC512 IMS 認定シンボル規定

5) 料金に関する文書

JIP-IMAC612 IMS 要員認証機関の認定に関わる料金

6) IAF 発行文書

- 要員認証機関の認定に関わる IAF Mandatory Document 及び IAF Informative Document
- IAF 年次総会で、認定機関及び／又は要員認証機関に対する要求事項として発行された IAF Resolutions

2. 入手方法

要員認証機関の認定に関わる基準及び関連文書は、次の URL からダウンロードできる。

URL : <https://isms.jp/std/index.html>

文 書	備 考
規定・手順類	
認定基準・指針に関する文書	基準等の中で適用している ISO 規格、JIS 規格は、日本規格協会等から入手できる。
認定の手順に関する文書	手順の中の、申請書類の各様式、認定申請／登録内容変更届、認定登録証発行依頼書等の Word、Excel 版は、各認定基準別のダウンロードページ上部に様式へのリンクを示してある。
認定シンボル及び認定登録証に関する文書	認定シンボル使用規定及び認定登録証取扱い規定は、上記 URL からダウンロードできる。認定シンボル規定は認定登録後に提供する。
料金に関する文書	上記 URL からダウンロードできる。
被認証組織情報に関する文書	認定登録後に提供する。
IAF 関連文書	
要員認証機関の認定に関わる IAF Mandatory Document (MD) IAF Informative Document (ID)	IAF MD 及び ID の 参考訳は上記 URL からダウンロードできる。

3. 問合せ先

3.1 認定の申請、審査及び登録に関する問合せ、申請書類の送付先

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
〒106-0032 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル内
TEL : 03-5860-7570
E-mail : it-info@isms.jp

3.2 本制度の概要

<https://isms.jp/index.html>

3.3 FAQ

<https://isms.jp/faq/index.html>

附属書 2. 要員認証機関 認定申請書 記載要領等

1. 申請書記載方法

1.1 申請法人：

- (1) 所在地 : 登記法人所在地
- (2) 名称 : 登記法人名称を記載する。
- (3) 代表者役職・氏名 : 法人代表者の役職・氏名を記載する。

1.2 申請機関：

- (1) 名称・略称・URL : 要員認証機関（機関業務を実施する法人又はその一部の部署）の名称、機関の略称及びURLがあれば記載する。
- (2) 機関代表者役職・氏名 : 要員認証機関の上級経営管理者の役職・氏名を記載する。
- (3) 主たる事務所の所在地 : 申請機関の主たる事務所の所在地を記載する。
- (4) 事業所 : 主たる事務所以外に認証活動に係る事業所がある場合、「別紙による」にマークして、全ての事業所情報を添付する。
- (5) 認定範囲 : ISMS要員認証機関、ITSMS要員認証機関、及び又はBCMS要員認証機関にマークする。

1.3 連絡先：

- (1) 所属・役職名・氏名等 : 認定に関する本センターからの連絡先を記載する。

1.4 申請の種類

該当する審査にマークする。

2. 添付書類提出部数

- 要員認証機関初回申請 : 全1部
- 要員認証機関更新申請 : 全1部

附属書3 標準的な認定審査工数

標準的な認定審査工数は下記とするが、状況により増減がある。なお、認定範囲拡大の審査の場合は状況によるため、標準的な審査工数は定めていない。

審査種別	初回審査・更新審査	サーベイランス
(申請)書類審査	4人・日	1人・日 (備考2)
事務所審査	4人・日	2人・日
立会審査	審査日数×2人 (日数は審査内容による)	同左
フォローアップ ^o 審査	審査日数×2人 (日数は審査内容による)	同左

備考1：1日は7.5時間として計算する。審査は通常1日単位とするが、午前だけの場合は0.4日、午後だけの場合は0.6日とするほか、実際の審査時間に応じて調整する場合がある。

備考2：本センターが必要と認めた場合を除き、書類審査は省略する。

備考3：トレーニー、オブザーバー、技術専門家は審査工数には含めない。審査費用請求の工数が上記を超える場合は、予め機関に通知する。

備考4：最終審査は請求の対象としていない。

備考5：立会審査は、1件以上の事例に立ち会う。